

## 平成23年度さっぽろベンチャー支援事業募集要項

### 1 事業概要

本事業は、独自の技術やビジネスモデルに基づき、札幌市内で起業を目指している個人や設立間もないベンチャー企業の経営者を対象に、テストマーケティング、特許関連調査、事業計画のブラッシュアップ、経営指導等の創業期に効果の高いハンズオン型の支援を行うものです。

(財)さっぽろ産業振興財団、支援メンバー（起業家を直接支援する専門機関）及び学識経験者等により組織された「さっぽろ起業家総合支援協議会（以下、「協議会」という。）」が、起業家の募集・審査を行います。

支援メンバーは、起業家の今後の事業内容や資金計画等について専門的見地から検討を加え、起業に向けた包括的な支援計画を策定し、実行します。

### 2 募集対象者

(1) 概ね次の各号に該当する起業家を対象とします。

別表に示す分野における業務を主として行おうとする者

主たる業務に対し、協議会の支援を受ける意思がある者

優れた特許等を既に有する等の技術的優位性、もしくはビジネスモデルの先進性等により、他者との差別性がある者

市場性が高く又は新たなマーケットを創造する見込みのある者

申込み時において、札幌市内に常勤者を有する事務所又は事業所を有することを約することができる者で、支援開始時に事業に着手し、且つ、支援開始時から1年以内に法人化が見込める者。

支援終了後、引き続き5年間は札幌市内に主たる事務所又は事業所(ただし、道外に主たる事務所がある場合は常勤者を有すること)を有することを約することができる者

市税を滞納していない者

(2) 法人組織の代表者又はこれと同等の地位にあるものについては、本事業の支援対象から除外します。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は支援対象とします。

札幌市内に主たる事務所又は事業所を有し若しくは1年以内に市内に有することを約することができる企業で、市税を滞納していない者

申込み時において、登記簿謄本における設立の年月日から3年以内で、かつ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定される者発行済株式総数又は出資総額の過半数を、中小企業以外の企業（以下「大企業」という）が単独で所有又は出資していない者。ただし、大企業から自主独立した運営や資金調達をしている者と認められる場合は、この限りではない。

- (3) 募集数  
3名程度

### 3 支援内容

審査により選定された支援対象者は、各支援メンバーの助言・指導の下で策定した支援計画に基づき、以下に示すような支援を受けることができます。これらの支援に係る経費のうち、あらかじめ協議会が必要かつ適当と認めたものについては、協議会が全額負担いたします。(支援期間内に実施及び支出されるものに限ります。また、人件費や資産となる物品の購入費等は認められません。)

支援金額上限については、個々の支援対象者の状況を勘案して、協議会が決定します。(平成23年度の支援金額上限は300万円を予定)

#### 支援の内容(例)

- |            |                  |
|------------|------------------|
| ・マーケティング調査 | ・大学等との共同研究       |
| ・旅費        | ・インキュベーション施設への入居 |
| ・特許出願      | ・専門家への相談         |
| ・セミナー受講    | ・機器リース・レンタル      |
|            | など               |

### 4 支援期間

平成23年度においては、平成23年9月から平成24年2月までの6カ月間を予定しています。その後平成24年4月頃に中間評価を行い、支援継続が認められた場合には、平成24年度においても、6カ月間(予定：平成24年5月から平成24年10月まで、正式な期間は中間評価の際に決定)支援を行います。

平成24年度における支援につきましては、札幌市及びさっぽろ産業振興財団における本事業に係る予算成立が条件となります。内容の変更及び中止の可能性もございますことをあらかじめご了承のうえお申込ください。

### 5 支援対象者の選定

#### (1) 申込

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添付して郵送あるいは持参により提出してください。募集要項・申込用紙はインターネットHPからダウンロードしてお使いください。

[http:// www.sec.or.jp/venture/](http://www.sec.or.jp/venture/)

申込用紙及び添付書類に記載された内容についての秘密は厳守いたします。ただし、審査のため、外部専門機関等に対して申込用紙等に記載された技術等の評価依頼を行うこともございます。なお、評価依頼にあたっては、外部専門機関等とともに秘密保持に留意いたします。

申込先 〒003-0005

札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 札幌市産業振興センター  
(財)さっぽろ産業振興財団

さっぽろ起業家総合支援協議会事務局あて

申込期間 平成23年4月25日(月)～5月20日(金) (当日17時必着)

提出物

- ア さっぽろベンチャー支援事業審査申込書(様式1)
- イ 審査申込書提出にあたっての確認事項(様式2)
- ウ 住民票(個人・個人事業主のみ。グループの場合は、その構成員のものを含む)
- エ 履歴事項全部証明書(3カ月以内、原本)及び会社概要及び定款(法人のみ)
- オ 前年度分までの決算書類(法人のみ)
- カ 実施事業及び実施予定事業に係る許認可証その他これに類するもの
- キ 前年度分個人住民税の納税証明書(個人・個人事業主のみ)
- ク 前年度分法人住民税の納税証明書(法人のみ)  
個人での申込時は、エとクは不要。  
法人での申込時は、ウとキは不要。但し、法人として納税実績が無い場合は代表者個人の納税証明書(キ)を提出。

## (2) 審査

書類審査及び面接審査

申込書に基づいて書類審査を実施するとともに、原則として全員を対象に、プレゼンテーション及び質疑応答による面接審査(7月中旬を予定)を実施します。これにより『支援対象候補者』及び担当支援メンバーを決定します。

これらの結果については、通過者に対してのみ通知いたします。

申込者多数の場合には、書類審査の結果により面接審査行う申込者の絞り込みを行うことがあります。

最終審査(支援計画書及び支援の実現可能性の審議)

支援メンバーは、『支援対象候補者』と協議の上、支援計画書を策定します。協議会は支援計画書の内容及び本事業の趣旨に則した支援の実現可能性について審議を行い、承認された場合は、正式に支援が決定いたします。

結果については、平成23年8月下旬頃に支援対象候補者全員に通知いたします。

審査項目

以下の項目について審査いたします。

- ア 技術・ビジネスモデルの実現性・成長性
  - ・事業化の可能性は高いのか、成長が見込めるのか
- イ 事業の独創性

- ・独創的であるか、他者との差別化が図られているか
- ウ 事業の市場性
  - ・対象とするニーズは大きいのか、市場の発展が見込めるのか
- エ 支援の必要性
  - ・本事業による支援効果は高いと認められるか
- オ 申込者の有する人的資源・環境
  - ・事業に必要な研究機関や企業、協力者との連携体制は整っているか
- カ 支援の実現可能性
  - ・本事業の趣旨の正しい理解の基、趣旨に則した支援の受け入れと事業実施が可能か

審査の過程で、必要な資料の提出を求めることや、必要に応じてヒアリングをお受けいただくことがあります。ご協力が得られない場合は審査を打ち切らせていただくこともございます。また、技術評価や事業評価などのため、外部専門家に対して申込用紙に記載された専門的内容に関するヒアリングを実施することがあります。

なお、審査内容や審査結果についての問い合わせについては、一切応じられません。あらかじめご了承ください。

### (3) 協定書の締結

支援計画書の承認後、財団及び支援を担当する支援メンバーとの間で、事業の実施に関して別に定める協定を締結していただきます。

上記協定書の内容に違反した場合には、支援決定を取消し、協議会が支出した経費の全部又は一部を返還していただくことがあります。

#### 問い合わせ先

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

(財) さっぽろ産業振興財団(札幌市産業振興センター内)

さっぽろ起業家総合支援協議会事務局

TEL 011-820-2062 FAX 011-815-9321

本事業にお申しいただいたことにより取得した個人情報、問合せ、通知、協議会における審査、関係機関への報告、その他本事業を適切かつ円滑に履行することを目的として利用いたします。

別表

ライフサイエンス分野
情報通信分野
環境分野
ナノテクノロジー・材料分野
積雪寒冷分野
健康サービス・福祉関連分野
コンテンツ分野
食分野
その他、協議会が特に認める分野

< 支援決定までのスケジュール >

